

第3次美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画

～概要版～

1 地域福祉ってなに？

地域福祉を進めるための計画をつくりました！



美浦村マスコットキャラクター「みほーす」

ふだんの生活のなかで、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか？
子どもの登下校が不安…、災害時の対応が不安…、外出したくても交通手段がない…、など。こういった不安や不便さは、ほんの少しの手助け、気づかいで解決できることがたくさんあります。

「**地域福祉**」とは、村民が主役となって「地域の支え合いの力（共助）」を大きく育て、村、社会福祉協議会と協働の上、**住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちをつくっていくこと**といえます。

そして、「地域の支え合いの力（共助）」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者等が、**お互いに協力して地域社会の福祉活動の解決に取り組む**考え方です。

2 基本理念・基本方針

基本理念

地域の支えあいで
生きがいをもって暮らせるまちづくり

基本方針

協働

地域協働への主体的な参加

地域

地域性や地域の主体性に配慮

連携

各種団体の役割に応じた連携

発展

地域の活力の発展・強化



本村では、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して地域福祉を推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支え合っていくことが重要です。

こうした方向性を踏まえ、本村では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組みます。

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として本村の地域福祉を進展させていくための計画となります。

そのため、本村と村社会福祉協議会では、理念・仕組みづくりの「美浦村地域福祉計画」と、それらを実現するための「美浦村地域福祉活動計画」を、一体型の「美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定しました。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、村を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

地域福祉計画

地域福祉を推進するための

「理念」「仕組み」

地域福祉活動計画

地域福祉を推進するための
住民などの地域主体の
自主的・自発的な

「行動計画」

地域福祉の理念の共有

役割分担、相互連携、補完、補強

4 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1 共に支え合う地域づくり

- 地域福祉に取り組む各種団体を支援するとともに、これらとの連携協働により地域福祉の推進を図ります。
- 民生委員児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けての取り組みを進めます。

【村や社会福祉協議会の取り組み】

- 1 地域福祉活動の促進
- 2 地域活動の担い手の育成
- 3 地域の活動拠点づくり



基本目標 2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

- 本計画は、個別計画の指針として、子どもから高齢者までの幅広い世代、加えて社会的孤立や生活困窮等の課題に対応するものであり、住民がいつまでも安全・安心に暮らせる福祉の環境づくりを推進します。
- 今後も健康意識の高まりが予想され、その環境整備が求められます。同時に住民一人ひとりにおいても普段の暮らしの中での健康づくりに取り組みます。

【村や社会福祉協議会の取り組み】

- 1 安全安心なまちづくり
- 2 子育てにやさしい環境づくり
- 3 高齢者にやさしい環境づくり
- 4 障がい者にやさしい環境づくり
- 5 生活困窮者の自立に向けた支援
- 6 健康づくり、地域医療の充実

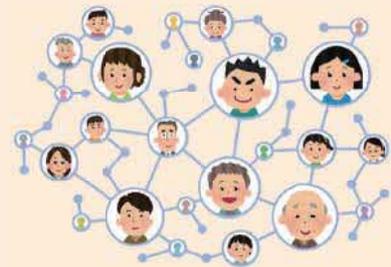


基本目標 3 包括的な支援が充実した地域づくり

- 多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。
- 関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

【村や社会福祉協議会の取り組み】

- 1 相談、情報提供体制の充実・強化
- 2 充実した福祉サービスに向けた取り組み
- 3 権利擁護体制の充実



個別計画 成年後見制度利用促進基本計画

- 判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

【村や社会福祉協議会の取り組み】

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 2 成年後見制度の周知及び啓発の強化
- 3 相談支援機能及び利用支援体制の強化



成年後見制度とは、認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人が預貯金などの財産管理や日常生活でのさまざまな契約を行う時に、権利と財産を守り、支援する制度です。

5 「自助・共助（互助）・公助」の考え方

個人や家族で解決できることに取り組む「自助」、個人や家族で解決できない問題は住民同士で解決する「共助」、住民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」という3つの視点が重要となってきます。

また、「共助」をさらに細かく分け、「互助」という概念を加えた「自助・互助・共助・公助」の4つとする考え方もあります。本計画においては、「自助・共助・公助」の「共助」という言葉について、『互助』の概念も包含した広い意味で用いています。

自助

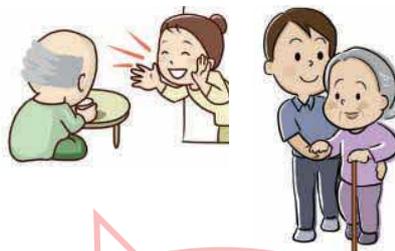
個人や家族が解決



- 例えば…
- ・近所の人へのあいさつ
 - ・健康維持

共助（互助）

個人や家族で解決できない問題は住民同士で解決



- 例えば…
- ・見守り活動
 - ・地域の交流
 - ・助け合いの活動

公助

住民同士で解決できない問題は行政が解決



- 例えば…
- ・児童福祉サービス
 - ・高齢福祉サービス
 - ・障がい福祉サービス

【地域のみなさんも取り組んでみましょう】

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 福祉に対する理解を深めましょう。
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 行政区や地域の活動に協力しましょう。



美浦村地域福祉計画・美浦村社会福祉協議会地域福祉活動計画【概要版】 令和5年3月

発行 美浦村・社会福祉法人美浦村社会福祉協議会
企画・編集 美浦村保健福祉部福祉介護課
〒300-0492
茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地
TEL 029-885-0340
<http://www.vill.miho.lg.jp/>

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会
〒300-0424
茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1546 番地 1
TEL 029-885-0038
<http://www.mihoshakyo.jp/>